

令和2年4月13日

兵庫労働局長登録教習機関
(一社)兵庫労働基準連合会西宮事務所

令和2年度第2回高所作業車運転技能講習開催のご案内

作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行する運転を除く。以下と同じ）は運転技能講習を修了したものでなければその業務に従事できません。

下記により標記講習を実施いたします。該当者が受講されますようご案内いたします。

記

1. 日 時 (学 科) 令和2年7月15日(水)8:50~19:30 (受付は8時50分から)
(実 技) 令和2年7月17日(金)8:50~17:10
2. 場 所 (学 科) 西宮市民会館 301 号室
西宮市六湛寺町10番11号
(実 技) きんでん学園
西宮市今津久寿川町 12-77 TEL : (0798)33-2200
3. 受講料 37,080 円 (受講料 35,200 円税込・テキスト代 1,880 円税込)
自動車運転免許証 (大型特殊・大型・中型または普通)・移動式クレーン運転士免許保持者、
小型移動式クレーン・フォークリフト・ショベルローダー等・車両系建設機械・不整地運搬車運転技能講習の修了者
4. 申込方法 所定申込書に必要事項を記入の上、申込み下さい。
所定申込用紙は当事務所ホームページ (<http://www.nishiroukyo.jp>) からプリントアウトできます。また、下記宛ご連絡いただければ、お送りいたします。
随時、受付いたします。
5. 定 員 40名 (定員になり次第締切ります。)
6. 申込先 (一社)兵庫労働基準連合会西宮事務所 (西宮労働基準協会)
西宮市池田町3-12 Tel : (0798)33-4939
7. 持ち物 学科・・・受講票・筆記用具・本人確認書類 (運転免許証・健康保険証・
住基カード・社員証など)
実技・・・受講票・テキスト・筆記用具・作業服上下・安全靴・ヘルメット・手袋
印鑑

8. 注意

- * 次回への変更申請はできません。
- * お申込後の取り消しはできません。受講者の変更は可能です。
- * 遅刻者・早退者等は不合格といたします。
- * 当事務所が保有する技能講習修了者情報は、技能講習修了証明書または教習修了証明書の発行の目的にのみ使用させていただきます。これ以外の目的に使用することは致しません。
- * 会場への来場は、公共交通機関をご利用ください。

登録教習機関情報：(一社)兵庫労働基準連合会は登録教習機関としての更新を行い、登録更新は5年ごとで、現在の登録有効期間は2024年3月30日迄です。

高所作業車運転技能講習 カリキュラム

西宮事務所

高所作業車運転技能講習(14H)

		時 間	講習科目		規定時間数	対象者
学 科	1 日 目	8:50～ 8:55	受付け			・大型特殊自動車、普通自動車免許、準中型免許、中型免許、大型自動車免許を有する者 ・車両系建設機械(整地等基礎、解体)又は不整地運搬車技能講習、フォークリフト運転技能講習、ショベルローダ等運転技能講習修了者
		8:55～ 9:00	オリエンテーション			
		9:00～10:00	作業に関する装置の構造等	1時間	5時間	
		10:00～10:10	休憩			
		10:10～12:10	作業に関する装置の構造等	2時間		
		12:10～12:50	昼食			
		12:50～14:50	作業に関する装置の構造等	2時間	2時間	
		14:50～15:00	休憩			
		15:00～17:00	運転に必要な一般的事項に関する知識	2時間		
		17:00～17:10	休憩			
		17:10～18:10	関係法令	1時間	1時間	
		18:10～18:20	休憩			
		18:20～18:30	実技実施要領の説明			
		18:30～19:30	<修了試験>	1時間		
実 技	2 日 目	8:50～ 9:00	受付け			
		9:00～ 9:10	オリエンテーション			
		9:10～10:40	作業のための装置の操作	1時間30分	6時間	
		10:40～10:45	休憩			
		10:45～12:15	作業のための装置の操作	1時間30分		
		12:15～12:55	昼食			
		12:55～14:55	作業のための装置の操作	2時間		
		14:55～15:00	休憩			
		15:00～16:00	作業のための装置の操作	1時間		
		16:00～16:05	休憩			
		16:05～17:05	<修了試験>	1時間		
		17:05～17:10	修了証の交付			